

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金 曜 日 発 行
(当日が休日に当り、
翌日の翌日)

目 次
◆告 示 昭和五十五年鳥取県一般会計補正予算等

告 示

鳥取県告示第三百三十六号

昭和五十六年二月定例県議会で三月十三日議決された昭和五十五年度鳥取県一般会計補正予算、昭和五十五年鳥取県収入証紙特別会計補正予算、昭和五十五年鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十五年鳥取県管営林事業特別会計補正予算、昭和五十五年鳥取県県管境港水産施設事業特別会計補正予算、昭和五十五年鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算、昭和五十五年鳥取県管営駐車場事業特別会計補正予算、昭和五十五年鳥取県管営電気事業会計補正予算、昭

和五十五年度鳥取県管営観光施設事業会計補正予算及び昭和五十五年度鳥取県管営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

昭和五十六年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 繁 三

昭和55年度鳥取県一般会計補正予算

昭和55年度鳥取県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ755,526千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226,304,888千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	修正前の額	補正額	計	
1 県 税	1 県 民 税	千円 28,368,160	千円 △ 629,204	千円 27,738,956	
	2 事 業 税	6,750,105	20,618	6,770,723	
	3 不動産取得税	1,272,281	87,591	1,359,872	
	4 厚たばこ消費 税	1,071,042	51,789	1,122,831	
	5 娯楽施設利用 税	279,048	△ 13,385	265,658	
	6 料理飲食等消 費税	2,980,655	△ 114,011	2,866,644	
	7 自動車税	4,314,400	△ 118,353	4,196,047	
	8 飲 区 税	5,586	△ 261	5,325	
	9 狩猟者登録税	26,629	△ 3,269	23,360	
	10 自動車取得税	1,773,377	△ 248,186	1,525,191	
	11 軽油引取税	2,907,142	△ 168,447	2,738,695	
	2 地方譲与税	12 入 猟 税	20,874	△ 2,664	18,210
1 地方道路譲与 税		1,899,415	△ 83,448	1,815,967	
		1,738,773	△ 81,317	1,657,456	
3 地方交付税	2 石油ガス譲与 税	158,711	△ 2,546	156,165	
		航空機燃料譲 与税	1,931	415	2,346
	1 地方交付税	63,835,347	1,318,131	65,153,478	
		63,835,347	1,318,131	65,153,478	
	4 交通安全対策 特別交付金	166,613	504	167,117	
		交通安全対策 特別交付金	166,613	504	167,117
	5 分担金及び負 担金	3,981,862	△ 79,690	3,902,172	
		1 分 担 金	1,370,766	△ 8,737	1,362,029
	6 使用料及び手 数料	2 負 担 金	2,611,096	△ 70,953	2,540,143
		1 使 用 料	2,897,695	△ 149,807	2,747,888
	7 国庫支出金	2 手 数 料	693,191	△ 16,718	676,473
		1 国庫負担金	79,643,214	△ 1,264,976	77,378,238
2 国庫補助金		23,164,665	△ 107,887	23,056,778	
3 委 託 金	54,350,274	△ 1,091,913	53,258,361		
	1,128,275	△ 65,376	1,062,899		

8 財産収入	2 財産売却収入	4,389,733	1,811,770	6,201,503
		3,767,203	1,811,770	5,578,973
9 寄附金	1 寄附金	114,924	19,002	133,926
		114,924	19,002	133,926
10 繰入金	1 特別会計繰入	1,956,138	△ 20,400	1,935,738
		326,138	△ 20,400	305,738
12 諸収入	3 公営企業貸付金元利収入	20,142,805	△ 2,217,408	17,925,397
	4 貸付金元利収入	2,436,546	△ 165,795	2,270,751
	5 受託事業収入	14,522,608	△ 2,051,367	12,471,241
	6 収益事業収入	1,032,558	△ 37,983	994,575
	7 雑収入	337,000	△ 4,829	332,171
		1,595,306	42,566	1,637,872
13 負債	1 県債	19,522,000	540,000	20,062,000
		19,522,000	540,000	20,062,000
歳入合計		227,060,414	△ 755,526	226,304,888

歳出		補正前の額	補正額	計
款	項	千円	千円	千円
1 議会費	1 議会費	610,516	△ 7,442	603,074
		610,516	△ 7,442	603,074
2 総務費	1 総務管理費	11,261,933	4,041,043	15,302,976
	2 企画費	7,622,065	3,727,404	11,349,469
	3 徴税費	450,738	458,623	909,361
	4 市町村振興費	1,310,235	△ 61,286	1,248,949
	5 選挙費	849,329	△ 14,100	835,229
	6 防災費	365,243	△ 46,857	318,386
	7 統計調査費	107,892	△ 13,513	94,379
	8 人事委員会費	374,166	△ 221	373,945
	9 監査委員費	92,522	△ 7,832	84,690
3 民生費	1 社会福祉費	89,743	△ 1,175	88,568
		12,695,692	△ 526,534	12,169,158
		5,867,842	△ 202,362	5,665,480

4 衛生費	2 児童福祉費	4,289,907	△ 214,809	4,075,098
	3 生活保護費	2,528,525	△ 109,863	2,419,162
	1 公衆衛生費	8,022,715	△ 129,221	7,893,494
	2 環境衛生費	2,419,091	△ 115,949	2,303,142
5 労働費	3 保健所費	501,317	9,978	511,295
	4 医薬費	1,212,511	△ 43,244	1,169,267
	1 労政費	3,889,796	19,994	3,909,790
	2 職業訓練費	1,115,350	△ 39,383	1,075,967
6 農林水産業費	3 失業対策費	261,453	△ 2,656	258,797
	4 労働委員会費	532,388	△ 29,748	502,640
	1 農業費	239,604	△ 5,873	233,731
	2 畜産業費	81,905	△ 1,106	80,799
7 商工費	3 農地費	44,014,270	△ 1,150,314	42,863,956
	1 商業費	11,837,477	△ 24,805	11,812,672
	2 畜産業費	2,467,255	△ 62,236	2,405,019
	3 農地費	16,335,980	△ 719,528	15,616,452
8 土木費	4 林業費	8,392,991	△ 209,558	8,183,433
	5 水産業費	4,980,567	△ 134,187	4,846,380
	1 商業費	15,575,443	△ 1,970,139	13,605,304
	2 工業業費	7,620,125	△ 1,014,239	6,605,886
9 警察費	3 観光費	7,885,090	△ 954,208	6,930,882
	1 土木管理費	58,378,508	△ 769,902	57,608,606
	2 道路橋りょう費	389,874	△ 1,868	388,006
	3 河川海岸費	22,761,765	4,525	22,766,290
9 警察費	4 港湾費	14,764,805	△ 171,738	14,593,067
	5 都市計画費	5,817,661	△ 163,489	5,654,172
	6 住宅費	11,703,924	△ 292,305	11,411,619
	1 警察管理費	2,940,479	△ 145,027	2,795,452
9 警察費	2 警察活動費	8,950,166	△ 100,896	8,849,270
	1 警察管理費	7,936,730	△ 113,585	7,823,145
9 警察費	2 警察活動費	1,013,436	12,689	1,026,125

10 教 育 費	1 教育総務費	49,912,227	255,254	44,167,481
	2 小学校費	3,048,260	△ 34,638	3,013,622
	3 中学校費	16,579,590	136,739	16,716,329
	4 高等学校費	8,685,384	150,907	8,836,291
	5 特殊学校費	11,561,352	25,447	11,586,799
	6 社会教育費	2,460,110	△ 172,367	2,287,743
	7 保健体育費	1,114,416	95,216	1,209,632
	11 災害復旧費	463,115	53,950	517,065
	1 農林水産施設 災害復旧費	7,806,441	△ 187,571	7,618,870
	2 土木施設災害 復旧費	1,696,293	△ 159,200	1,537,093
	13 諸 支 出 金	6,108,800	△ 28,371	6,080,429
	1 公営企業支出 金	1,526,870	△ 170,421	1,356,449
	2 娯樂施設利用 税交付金	238,942	645	239,587
3 自動車取得税 交付金	108,633	△ 6,023	102,610	
歳 出 合 計	1,179,295	△ 165,043	1,014,252	
	227,060,414	△ 755,526	226,304,888	

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
2 給 務 費	1 給務管理費	議 会 棟 建 設 費	228,771 千円
3 民 生 費	2 児童福祉費	家 庭 児 童 対 策 費	8,561
		児 童 福 祉 施 設 設 置 費	9,156
4 衛 生 費	2 環境衛生費	公 園 等 施 設 整 備 事 業 費	38,240
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	農 林 業 同 和 対 策 事 業 費	118,381
		山 村 地 域 農 林 漁 業 特 別 対 策 事 業 費	13,219
		第 三 期 山 村 振 興 農 林 漁 業 対 策 事 業 費	9,449
		農 村 地 域 工 業 導 入 特 別 対 策 事 業 費	3,047
		第 2 次 農 業 構 造 改 善 事 業 費	9,654
		高 度 農 業 生 産 毛 产 儿 地 域 整 備 実 験 事 業 費	2,040
		地 区 再 編 農 業 構 造 改 善 事 業 費	44,728
		農 村 地 域 農 業 構 造 改 善 事 業 費	22,263
		農 業 構 造 改 善 村 密 特 別 対 策 事 業 費	8,210
		地 域 農 業 生 産 總 合 振 興 対 策 費	7,706

2 畜産業費	畜産複合地域環境対策事業費	21,442	
	飼料栽培奨励費	13,589	
	県営ほ場整備事業費	199,455	
	揮発油税身替農道事業費	105,585	
	広域営農田地農道整備事業費	75,610	
	県営一般農道整備事業費	23,908	
	団体営農道整備事業費	3,430	
	団体営ほ場整備事業費	54,184	
	土地改良総合整備事業費	163,390	
	農村総合整備モデル事業費	5,712	
3 農地費	農村基盤総合整備事業費	13,280	
	県単土地改良事業費	21,342	
	県営農地開発事業費	30,475	
	団体営農地開発事業費	6,476	
	団体営開拓道路改良事業費	1,183	
	4 林業費	林業構造改善事業費	24,819
		新林業構造改善事業費	15,583
		林道開設事業費	61,855
		林道改良事業費	2,791
		林業地域総合整備事業費	24,241
一般治山事業費		88,680	
漁港改修事業費		15,273	
漁港関連道事業費		122,607	
人工礁漁場造成事業費		32,270	
大規模増殖場開発事業費		13,820	
5 水産業費	旧岩美鉦山鉱害防止事業費	14,812	
	道路管理費	15,630	
	道路補修事業費	1,110	
	積雪寒冷対策道路事業費	5,700	
	道路維持修繕費	16,830	
	道路改良事業費	145,120	
	舗装新設事業費	13,000	
	7 商工費	道路橋りょう	
		2 工業費	
	8 土木費	2 道路橋りょう	

3 河川海岸費	単県道路改良事業費	51,530
	単県舗装新設事業費	17,900
	橋りよう架換事業費	56,880
	単県橋りよう架換事業費	1,270
	砂防維持修繕費	27,960
	河川改良事業費	428,620
	河川局部改良事業費	28,590
	河川改修事業費	46,030
	河川修繕費	3,540
	河川災害関連事業費	53,564
河川災害復旧助成事業費	87,400	
市町村道橋等受託事業費	3,200	
砂防事業費	208,773	
地すべり対策事業費	1,776	
急傾斜地崩壊対策事業費	23,905	
単県急傾斜地崩壊対策事業費	13,750	
計	砂防災害関連事業費	12,354
	海岸環境整備事業費	10,002
	港湾修築事業費	126,000
	港湾ふ頭用地造成費	1,000
	街路事業費	27,600
	総合運動公園整備事業費	10,200
	単県流域下水道事業費	5,420
	都市改修事業費	1,050
	公営住宅建設事業費	531,486
	農林水産施設災害復旧費	10,361
54年排地災害復旧費	6,900	
54年治山施設災害復旧費	4,671	
55年漁港施設災害復旧費	8,193	
53年建設災害復旧費	181,110	
54年建設災害復旧費	20,670	
55年建設災害復旧費	3,878,332	

第3表 債務負担行為補正

追加	事項	項	期	間	限	度	額
	財団法人米子崎津地区開発促進公社 借入金損失補償		昭和55年度から昭和57年度まで		4,412,017千円並びに財団法人米子崎津地区開発促進公社が用地取得を行うに要した事務費及び事業を執行するために借入れた資金に対する利子相当額との合計額の46パーセントに相当する金額について、損失補償契約に定める最終償還期限到来後3か月を経過した日において農林中央金庫が弁済を受けることができなかった元利金合計額(遅延利息を含む。)に相当する金額		千円
	財団法人鳥取県農業開発公社農用地取得資金借入金損失補償		損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで		融資元本 167,577千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理化協会が弁済を受けることができなかった元金合計額及び延滞金並びに違約金の合計額に相当する金額		
	耕地災害復旧費		昭和55年度から昭和56年度まで				230,000
	漁業経営維持安定資金利子補給		昭和55年度から昭和53年度まで		融資総額 276,000千円を限度とし、各年度の融資残高の4.5/100に相当する金額		
	中小河川大井手川改修事業用地購入費		昭和55年度から昭和59年度まで				498,000

第4表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 %	限度額 千円	起債の方法利率 %
土地改良費	1,946,000		1,870,000	
治山費	472,000		471,000	
林道費	225,000		210,000	
沿岸漁場整備開発費	123,000		93,000	
第一鳥取丸代船建造費	353,000		327,000	
中小企業振興費	406,000		254,000	
道路新設改良費	1,237,000		1,333,000	
河川改良費	2,610,000		2,818,000	
砂防費	1,345,000		1,380,000	
港湾建設費	762,000		789,000	
港湾と頭用地造成費	360,000		200,000	
空港費	22,000		0	
街路事業費	431,000		461,000	

2 繰越金		50,727	△	7,940	42,787
	1 繰越金	50,727	△	7,940	42,787
歳入	合計	3,129,262	△	520,244	2,609,018

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
1 金	一般会計繰出		3,069,326	△ 510,771	2,558,555
		1 金	3,069,326	△ 510,771	2,558,555
3 予備費			59,935	△ 9,473	50,462
		1 予備費	59,935	△ 9,473	50,462
歳出	合計		3,129,262	△ 520,244	2,609,018

昭和55年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
昭和55年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ747,694千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,721,014千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。
(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国庫支出金		38,887	△ 10,824	28,063
	1 国庫補助金	38,887	△ 10,824	28,063
2 繰入金		1,381,748	△ 219,903	1,161,845
	1 一般会計繰入金	1,381,748	△ 219,903	1,161,845
4 諸収入		1,515,420	△ 70,285	1,445,135
	2 貸付金元利収入	1,513,830	△ 70,285	1,443,545
5 県債		2,520,980	△ 446,682	2,074,298
	1 県債	2,520,980	△ 446,682	2,074,298
歳入	合計	5,468,708	△ 747,694	4,721,014

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		千円 5,488,708	千円 △ 747,694	千円 4,721,014
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	5,488,708	△ 747,694	4,721,014
歳出合計		5,488,708	△ 747,694	4,721,014

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		中小企業近代化資金貸付事業費	千円 231,240
	1 中小企業近代化資金貸付事業費		231,240
計			231,240

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の利率 償還の方法	限度額	起債の利率 償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	千円 2,520,980	%	千円 2,074,298	%
計	2,520,980		2,074,298	

昭和55年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和55年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるとこ

ろによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,595千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ840,120千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		補正前の額	補正額	計
4 繰越金		千円 10,191	千円 975	千円 11,166
	1 繰越金	10,191	975	11,166
5 諸収入		48,701	△ 9,570	34,131
	1 雑収入	48,621	△ 9,570	34,051
歳入合計		848,715	△ 8,595	840,120

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費		千円 821,144	千円 △ 8,595	千円 813,149
	1 職員費	91,920	△ 9,689	82,231

6 管理事業費	539,570	1,094	540,664
歳 出 合 計	848,715	△ 8,595	840,120

昭和55年度鳥取県宮内庁水産施設事業特別会計補正予算
 昭和55年度鳥取県の県宮内庁水産施設事業特別会計の補正予算は、次に
 定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,050千円を追加し、歳
 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ410,681千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正
 後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により
 翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」
 による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額	補 正 額	計
1	使用料及び手 数料		千円 114,783	千円 1,540	千円 116,323

2 国庫支出金	1 使用料	114,783	1,540	116,323
	1 国庫補助金	72,245	8,510	80,755
6 県 債	1 国庫補助金	72,245	8,510	80,755
	1 県 債	174,000	△ 9,000	165,000
歳 入 合 計		409,631	1,050	410,681

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費	1 事 業 費	千円 356,697	千円 1,050	千円 357,747
	1 事 業 費	856,697	1,050	857,747
歳 出 合 計		409,631	1,050	410,681

第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 事 業 費	1 事 業 費	地方卸売市場施設 整備事業費	千円 74,025
計			74,025

第3表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額 千円	起債の利率 償還の方法	限度額 千円	起債の利率 償還の方法
県営構造水産施設事業費	174,000	%	165,000	%
計	174,000		165,000	

昭和55年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
 昭和55年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、
 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ86,352千円とする。
 - 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 第1表 歳入歳出予算補正
 歳入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国庫支出金		57,262	△ 6,980	50,282
	1 国庫補助金	57,262	△ 6,980	50,282
2 繰入金		29,263	△ 3,534	25,729

1 一般会計繰入金	29,263	△ 3,534	25,729
3 諸収入	3	4,049	4,052
1 貸付金元利収	1	4,049	4,050
4 繰越金	0	.6,289	6,289
1 繰越金	0	6,289	6,289
歳入合計	86,528	△ 176	86,352

歳出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		86,528	△ 176	86,352
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	86,528	△ 176	86,352
歳出合計		86,528	△ 176	86,352

昭和55年度鳥取県営駐車場事業特別会計補正予算

昭和55年度鳥取県の県営駐車場事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ196千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40,639千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業収入		千円 24,354	千円 2,126	千円 26,480
	1 事業収入	24,354	2,126	26,480
2 繰入金		16,034	△ 1,930	14,104
	1 一般会計繰入金	16,034	△ 1,930	14,104
歳 入	合 計	40,443	196	40,639

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県営駐車場事業費		千円 40,443	千円 196	千円 40,639
	1 県営駐車場管理費	40,443	196	40,639
歳 出	合 計	40,443	196	40,639

昭和55年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県営電気事業会計補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和55年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(3) 佐治発電所調査費	32,000千円	△32,000千円	0千円
(6) 佐治発電所建設事業 工事費	0千円	56,000千円	56,000千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文かつて書中「216,870千円」を「184,960千円」に、「113,822千円」を「81,912千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			

第1款 資本的収入 1千円 55,910千円 55,911千円

第2項 企業債 0千円 53,000千円 53,000千円

第3項 建設助成金 0千円 2,910千円 2,910千円

支 出

第1款 資本的支出 216,871千円 24,000千円 240,871千円

第1項 建設改良費 53,600千円 24,000千円 77,600千円

(継続費)

第4条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総 額	年度	年割額

昭和55年度鳥取県営病院事業会計補正予算

支	出
第1款 資本的支出	204,800千円 △102,400千円 102,400千円
第2項 他会計からの借入金債還金	102,400千円 △102,400千円 0千円

(総則)

第1条 昭和55年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 昭和55年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)

第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(6) 主要な建設改良事業			
医療機器備品	159,000千円	2,000千円	161,000千円

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から借入金23,717千円を借り入れる。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 病院事業収益	5,924,925千円	429千円	5,925,354千円
第2項 医業外収益	617,124千円	429千円	617,553千円

第1款 病院事業費用	6,303,367千円	23,717千円	6,327,084千円
第1項 医業費用	5,962,218千円	23,717千円	5,985,935千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	2,943,696千円	2,000千円	2,945,696千円
第1項 出 資 金	369,491千円	△13,128千円	356,363千円
第3項 企 業 債	438,000千円	5,000千円	443,000千円
第4項 補 助 金	25,333千円	10,128千円	35,461千円

第1款 資本的支出
 2,943,696千円 | 2,000千円 | 2,945,696千円 || 第1項 建設改良費 | 524,915千円 | 2,000千円 | 526,915千円 |

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「438,000千円」を「443,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第6条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1), 職員給与費	3,194,003千円	25,717千円	3,219,720千円